

農業交渉議長テキストについて

平成20年7月11日

農 林 水 産 省

1. 概要

日本時間7月11日(金)未明、ファルコナー農業交渉議長より、本年5月のテキストの改訂版が提示された。このテキスト及び同日改訂されたNAMA交渉議長テキストをもとに、7月21日(月)から少数国で閣僚会合が開催される。

2. 議長テキストの特徴

- (1) SP(特別品目)、SSM(途上国向けセーフガード)で一部進展が見られ、括弧書きの部分は減ったが基本的には前回テキストと大きな変更はない。
- (2) 括弧書きが維持されているのは主に主要な数字(最上位階層の関税削減率や国内支持の削減率)の部分。引き続き、前回と同じ幅が維持されている(議長としては、閣僚会合ではこれらの主要な数字に議論を集中させようとする意図があると思われる。)
- (3) 上限関税については、前回のテキストと同様に引き続き言及がないが、100%を超える高関税が残る場合の代償措置が維持され、当該高関税が一般品目の場合、重要品目の場合に分けて規定されている。
- (4) その他の我が国の関心事項(重要品目の数及び取扱い、輸出規制)については前回のテキストから変更がない。

3. 今後の対応

- (1) 我が国としては、今回のテキストでも、重要品目の数が不十分であることをはじめ、バランスのとれた合意内容とする上でなお十分でない点があると認識。また、上限関税の適用を主張する国が依然存

在。食料輸入国としての我が国の立場がモダリティに反映されるよう、上限関税の不適用、重要品目の十分な数と柔軟性の確保を最重要課題として、今後の閣僚会合に臨んでいく。

- (2)この際、洞爺湖サミットでも議論された食糧価格高騰など国際需給が変化するなど、農業交渉をめぐる状況も大きく変化していることを特に強調し、バランスのとれた合意を目指していく。

4. NAMAテキスト

品目カバレッジについては、前回のテキストの内容(我が国の海草類が非農産品として扱われる旨の脚注に括弧が付されている)が維持。引き続き海草類を非農産品と扱うことが認められるよう努める。